|  |
| --- |
| 津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編）平成30年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント） |
| № | 冊子 | 頁 | 項目 | 意見の内容 | 意見に対する考え方 |
| 1 | 風水害等対策編 | 44 | 第２章　地域防災力の育　　　　　　成　第１節　防災意識・防災知識の普及 | 多様な対応と言われているが、災害初期はアレルギー食など一人一人に気配りできる備えには限界があるため、下記のとおり提案します。≪広報内容≫（知識） 　略（災害への備え） ・避難場所や避難経路の確認・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策・防災訓練、地域の自主防災活動への参加・食料、飲料水、物資の備蓄（３日～１週間程度）・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等、携帯電話等の充電用バッテリー）の準備等・個々に特殊性のある食料・家庭用医療機器等の非常電源の確保（災害時の行動）　略 | ご提案を踏まえて下記のとおり修正します。≪広報内容≫（知識） 　略（災害への備え） ・避難場所や避難経路の確認・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策・防災訓練、地域の自主防災活動への参加・食料、飲料水、物資の備蓄（３日～１週間程度、アレルギー対応食等を含む。）・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等、携帯電話等の充電用バッテリー）の準備等・家庭用医療機器等の非常電源の確保（災害時の行動）　略 |
| ２ | 震災等対策編 | 37 | 第2章　地域防災力の育成第1節　防災意識・防災知識の普及 | 多様な対応と言われているが、災害初期はアレルギー食など一人一人に気配りできる備えには限界があるため、下記のとおり提案します。≪広報内容≫（知識）　略（災害への備え）・避難場所や避難経路の確認 ・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策・耐震診断・耐震補強の実施・防災訓練、地域の自主防災活動への参加・食料、飲料水、物資の備蓄（３日～１週間程度）・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等、携帯電話等の充電用バッテリー）の準備等・個々に特殊性のある食料・家庭用医療機器等の非常電源の確保・初期消火のための消火器の保有や風呂水のためおき・感震ブレーカーの設置（災害時の行動）　略 |  ご提案を踏まえて下記のとおり修正します。≪広報内容≫（知識）　略（災害への備え）・避難場所や避難経路の確認 ・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策・耐震診断・耐震補強の実施・防災訓練、地域の自主防災活動への参加・食料、飲料水、物資の備蓄（３日～１週間程度、アレルギー対応食等を含む。）・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等、携帯電話等の充電用バッテリー）の準備等・家庭用医療機器等の非常電源の確保・初期消火のための消火器の保有や風呂水のためおき・感震ブレーカーの設置（災害時の行動）　略 |
| 3 | 震災等対策編 | 107 | 第３編　災害応急対策計　　　　　　画第１章　災害時応急活動第6節　避難対策活動 | 一時避難所に多くの人が殺到した時、元気な方々が一番良い場所を取ってしまい、要配慮の方が追いやられて困難を強いられてきた事が指摘されてきた。そのために初めから要配慮者の為のコーナーを始めに確保することが大事である。後から動いて貰う事はかなり大変 であるため下記のとおり提案します。 | 地域防災計画震災対策編の避難所運営管理の項目で、要配慮者に対する配慮について記載されており、また、平成２９年３月に策定した「津市避難所運営マニュアル策定の手引き」においても記載していることから、現行のとおりとします。　なお、ご提案頂いた内容を含む個々の事象等については、避難所運営マニュアルの担当部署と情報共有し、自主防災会の研修会など機会をとらえて周知・啓発を行っていきます。 |
| 4 | 震災等対策編 | 108  | 第３編　災害応急対策計　　　画第１章　災害時応急活動第6節　避難対策活動 | 避難所運営に関し過去再三言われてきたことであるが、正副共々男性になってしまい若い女性や高齢者の気持ちを汲み取り配慮する事に欠ける事が指摘されてきた。そのため「女性リーダー」を置くことが望ましいと言うやんわりした言い方では無く「正副リーダーの中には必ず女性を入れること」と明記して貰いたい。 | 平成２９年３月に策定した「津市避難所運営マニュアル策定の手引き」の中に、各避難所運営委員会の運営に当たっては女性の参画を促進する旨の記載をしており、ご提案については参考意見として取り扱いたいと思います。なお、頂きましたご提案は、女性が参画しやすい避難所運営委員会の組織づくりに向け、自主防災会の研修会など機会をとらえて周知・啓発を行っていきます。 |
| 5 | 震災等対策編 | 31 | 第2編　災害予防計画第1章　災害に強いまちづくり第4節　火災予防計画 | 第4 節 火災予防計画1 職場や地域における消火・避難訓練( 消防本部)職場や地域における火災の予防( 感震ブレーカーの普及促進を含む。)、初期消火及び避難方法について講習会や訓練を実施します。であるが、感震ブレーカーは、復旧時の通電火災の防止を目的とするが、大きなリスクとして、地震発生と同時に感震ブレーカーの作動により、屋内の照明が一斉に消え、夜間の屋内からの避難が困難になる。感震ブレーカーについては、上記のリスク（と停電時の自動点灯式照明を設置する事）を同時に記載することが、不可欠です。上記のリスクの回避のため、時間差をおいて作動する、遅延作動式感震ブレーカーの設置を推進する必要を感じている。 | ご提案を踏まえ次のとおり修正します。第４節　火災予防計画１　職場や地域における消火・避難訓練（消防本部）　職場や地域における火災の予防（感震ブレーカーの機能の説明や普及促進を含む。）、初期消火及び避難方法について講習会や訓練を実施します。 |